

令和4年度

第4回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 4 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年6月17日（金）午後2時00分から午後16時00分

2 開催場所 葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 第1会議室

3 出席委員（18人）

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者（副会長）12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清美

5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子 7番 大塚 師輝

8番 小笠原 悟 9番 勝谷 ふみ代 10番 小村 寿文

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 4番 海野 光祥

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動の点検評価
(案) について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認について（5条）

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明申請について

議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第26号 静岡市農地地区審査会委員の選任について

議案第27号 令和5年度農林関係税制改正に関する要望について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第13号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定に
よる届出について

報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第15号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、
副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、
農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 農地利用課職員

主任主事 奥津 史郎

8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和4年度 第4回 静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、
4番 海野 光祥委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。また、
お見えになっていない委員が1名おりますが出席委員は定数に達しております
ので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会 会議規則 第18条 第2項
に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに ご異議あり
ませんか。

(異議なし)

15番 深井 曉美委員、17番 美尾 明委員にお願いいたします。次に委員の
皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。
また、発言の際には 議席番号 と 氏名 を宣告のうえ、ご発言ください。なお、会
議録を作成しますので、発言の際は 必ずマイクを持ってから、発言を始めてくださ
い。

それでは、最初に議案第19号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明を
お願いします。

事務局長 **【議案第19号朗読】**

点検・評価案は2ページから9ページに記載のとおりでございます。内容につき
ましては、担当職員から説明いたします。

事務局 農業委員会事務の令和3年度の活動の点検・評価案についてご説明いたします。こ
れは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における農地
等の利用の最適化の推進状況及びその他事務の実施状況を公表するものです。これ
らについて、この度、総会の承認を求めるものです。先月の総会では、令和4年度
の活動の目標設定についてご審議いただきました。今回は令和3年度の農業委員会
の活動内容等を報告するものとなっています。

それでは2ページをご覧ください。農業委員会の状況についてですが、これは、令和4年3月31日時点での、耕地面積、農家数、経営体数、農業委員会の現在の体制について報告したものとなります。経営耕地面積、農家数、農業就業者数は農林業センサス2020における静岡市の数値から引用してきたものとなり、それ以外については、指定された時点での関係各課の統計に基づくものとなります。なお、農林業センサス2020において、調査項目が変更となったため、本様式上把握できない数値に関しては、空欄となっております。ご了承ください。

次のページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化です。令和3年4月時点での現状は1に記載の通りとなりますが、令和3年の目標及び実績として、目標面積は1,718haに対して、集積実績が1,747.4ha、達成状況としては101.7%となりました。目標の達成に向けた活動は3に記載のとおりになります。その下の目標及び活動に対する評価としましては、計画通り実施し、目標を達成いたしました。

4ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和3年度の目標及び実績として、参入目標8経営体・参入目標面積は3.76haに対して、参入実績が14経営体・参入実績面積が12.03haとなりました。目標の達成に向けた活動は3に記載のとおりで、その下の目標及び活動に対する評価は、計画通り実施し、達成いたしました。

次のページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和3年4月現在の現状は1に記載の通りです。令和3年度の目標及び実績として令和3年度は、解消目標を11.5haと設定し、解消実績は11.5haの達成状況となりました。目標達成に向けた活動としてあげているものは、農地利用状況調査及び意向調査となります。活動計画に対して農地利用状況調査は、令和3年度、調査員が147人で8月から9月にかけて実施しました。そして、意向調査は300筆16.1haを対象として実施しました。また、その他の活動としまして、B分類農地の非農地化を清水区大内地区と葵区足久保口組において実施し、計23.4haに対して非農地通知を発出いたしました。目標及び活動に対する評価としましては、計画通り実施し、目標を達成できました。

6ページをご覧ください。違反転用への適正な対応ですが、令和3年4月現在の違反転用状況は、0.47haとなっております。農業委員会だよりでの啓発や、推進委員による農地パトロールにより、違反転用の未然防止、早期発見、改善指導を

行いました。

次のページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、これは、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務に関しては、記載の通りとなっております。

8ページをご覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応ですが、令和4年3月31日時点で把握している農地所有適格法人数は31法人です。それに対して、2法人が新規参入で、1事業年度を完了していないため、直近の報告書の提出はない状況です。そのため報告書提出については、29法人とさせていただきます。情報の提供等につきましても記載のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。事務の実施状況の公表等ですが、総会等議事録は、総会終了後HPに公表しております。その下、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ですが、県農業会議あてが4件、市長あてが6件と計10件となっております。そして活動計画の点検・評価の公表については、今説明をさせていただいているものになりますが、総会で承認後にHPにて公表するものいたします。農業委員会事務の令和3年度の活動の点検・評価案に関する説明は以上になります。

議長 10番 事務局 2番 事務局 議長

ただいまの議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

管内の農地面積との記載が数か所あるが、数値に違いがあるのはなぜか。

遊休農地に関する措置に関する評価での農地面積については、遊休農地面積27haが加算された値となっております。

HPにて公表との説明があったが、すでに今回の議案が公表されているのか。

今回の議案はまだ公表されておらず、本総会の承認をもって公表となります。

他に発言もないようですので、議案第19号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第20号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第20号朗読】**

計画は11ページから49ページに記載のとおり208件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

農地利用課 お手元の議案書10ページをご覧ください。それでは、本日、6月の総会で決定

を得たい議案の説明をさせていただきます。令和4年6月30日に公告を予定している所有権移転、農地中間管理事業及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案につきましては、11ページから49ページにありますとおりで、売買及び貸借契約数としては208件です。

まずは所有権移転です。11ページをご覧ください。所有権移転の一件目は、左側の整理番号1番から5番の清水区の農地で合計12筆、面積が合計3,834.71㎡です。申請事由ですが、譲渡人は農業経験がないか、もしくは農業からリタイアしており農地の管理は難しく、また、譲受人は72歳の認定農業者で、柿を中心に今後規模拡大をしたいと考えており、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。譲受人は、72歳と比較的高齢ではありますが、37歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。

所有権移転の二件目は、整理番号6番の清水区の農地で合計3筆、面積が合計4,936㎡です。申請事由ですが、これまで譲渡人は、いずれは譲受人に売却することを前提に農地中間管理機構を通して農地貸借をしてきたところ、譲受人が買い取る資金的準備が整い、また譲受人は清水区在住の73歳の認定農業者で、柑橘を中心に今後規模拡大をしたいと考えており、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。72歳と比較的高齢ではありますが、38歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。

12ページをご覧ください。所有権移転の3件目は、整理番号7番から8番の清水区の農地で合計3筆、面積が合計1,529㎡です。申請事由ですが、譲渡人は県外在住のため市内の親族に農地の管理を任せてきましたが、その親族も高齢になり管理が困難になってきたため、整理番号7番は元々貸借をしていた譲受人と、8番は隣地で耕作をしていた譲受人と、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。譲受人はいずれも40歳代の認定農業者です。以上が所有権移転です。

次に農地中間管理事業です。今回の農地中間管理事業にかかる集積計画案につきましては、13ページから46ページにございますとおりで、貸借契約数としては185件286,534.84㎡になります。集積計画書案の表ですが、左側から、

整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。また、資料1に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。各筆明細での総数185件に対して、権利別内訳の合計件数が187件であるのは、出し手2件で貸借と使用貸借の両方の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。貸借年数区分の合計件数が190件であるのは、出し手2件で5年と10年の契約、出し手2件で10年と15年の契約、出し手1件で10年と16年の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。参考までに一番下の段に前年同時期の公告の集積面積を記載しました。以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。

続いて利用権設定促進事業です。利用権設定促進事業は受け手と出し手の申し出により利用権を設定するいわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画案につきましては、議案書47ページから49ページの15件、合計12,784㎡です。また、こちらも資料1の裏面に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。同様に一番下の段に参考までに昨年同時期の数字を記載しております。以上を、まとめますと、所有権移転8件10,299.71㎡、農地中間管理事業185件286,534.84㎡、利用権設定促進事業15件、12,784㎡、合計208件30,9618.55㎡です。簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

議長 次に、ただいまの説明に関連し事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第20号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第20号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第21号を議題に
します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第21号朗読】**

申請は51ページ、52ページに記載のとおり9件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査
結果の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号17番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売
買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、
譲り渡し人は、要望に応えるとのこと。整理番号18番、清水区の案件です。
内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、親から子への贈与による所有権移転です。

7番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断
しました。

事 務 局 2班です。整理番号19番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況
は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規
模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。
整理番号20番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売
買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、経営規模を拡大した
く、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

11番 ただいま職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当
と判断しました。

事 務 局 3班です。整理番号21番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は
普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模
を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整
理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買
による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、経営規模を拡大したく、
譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。なお、該当法人は
農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。整理番号23番、
葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の
移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、
要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号24番、葵区の案件です。
内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事

由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号25番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

5番 ただいま職員から説明がありました5件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号21番ですが、農作業に従事している者が76歳の申請者1人のみとなっている。6,000㎡以上を譲り受けているが、今後、農地を適正に管理していただけるのか。

事務局 譲り受ける農地の大部分では、しいたけの耕作を予定しています。日当たりにより原木の位置を移動させる必要があるため、取得する農地の全域で耕作をするわけではありません。また、臨時の耕作者である申請者の息子も耕作の手伝いをしていく予定です。

議長 他に発言もないようですので、議案第21号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第22号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第22号朗読】**

申請は54ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、愛知県名古屋市に本社を置く電気事業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和2年11月に鉄塔工事敷地の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、地権者との契約内容変更等で工事が遅れたため、工事期間の延長をしたく申請に及びました。今回は、2度目の延長となります。申請地の農地区分は、農用地区域内農地と判断されますが、不許可の例外の一時転用に該当します。工事終了後

は、農地へ復元する旨の復元計画書が提出されています。

7番 職員から説明がありました1件については、1班としては承認することと判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第22号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第23号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第23号朗読】**

申請は56ページから58ページに記載のとおり14件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号16番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活しておりますが、父親の体調が悪いことから、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号17番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請者は、市内に本社を置く土木建築業を営む法人です。申請事由ですが、ここ数年清水区での事業が増えたため、露天資材置場及び露天駐車場を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号18番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活しておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、母親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号19番、清水区の案件です。

内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、父親所有の農地に農業用倉庫を建築したく申請に及びました。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。不許可の例外農業用施設用地に該当しません。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号20番、21番は、同一案件のため併せて説明させていただきます。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、使用貸借による権利の設定です。申請人は、土木建築業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、工事を行った残土置場が必要になり所有者に説明したところ、所有者も高齢のため隣接地と同じ高さの畑にしたいため話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は、11ヵ月です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。22番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は清水区で運送業を営んでいる法人であります。平成2年からは産業廃棄物収集運搬業もしております。今回の事業計画は、今後発生する太陽光パネルなど廃棄物処理を行う分別作業工場を建築したく用地を探していたところ、所有者と話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

7番 以上、職員から説明がありました整理番号16番から21番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号22番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を実施いたしましたので報告いたします。はじめに、会社の事業内容について確認しました。昭和2年の創業から運送業営んでおり、平成2年より産業廃棄物収集運搬業等開始し、全国47都道府県の許可受け操業しているとのことです。施設としては、清水区の本社事務所で業務を行っており、従業員数は、46名程です。今回の申請には、5名程度勤務する予定です。申請の経緯ですが、今後発生する太陽光パネルや大型コンデンサの廃棄物処理を行う分別作業工場を建築し、種類ごとに分類することで資源の有効活用に貢献したいため申請に至ったそうです。周囲の所有者には、直接説明し、自治会等には、事前説明会を令和4年2月に行い、了承を得ているとのことです。申請地の盛土について、7,000㎡ほど使い平均で2.5mほど嵩上げいたします。被害防除の点については、フェンス設置

をすることです。地元での雇用も若干名予定しているとのことでした。以上のことから、整理番号22番についても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局

2班です。整理番号23番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請人は現在借家で生活をしており、生まれ育った地区に自己用住宅を建てたいと考えていました。また、父の農業を手伝うためにも、実家の近隣で建設用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号24番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。当案件は、令和元年7月総会において、3年間の一時転用を許可したものです。申請人は総合建設業を営み、名古屋に本社を置く法人です。申請内容は、新幹線のトンネル補修工事に伴い、コンクリートをトンネル工事の現場へ運ぶための置場及び駐車場として使用するものです。申請事由ですが、コロナウイルス感染拡大の影響による本体工事の遅延により、当該転用地をさらに2年間使用することが必要となりました。公共性の高い工事であり、大規模なコンクリート搬送設備の移転が困難なことから、一時転用の許可をお願いするものです。なお、農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当し、転用後は、畑として利用する作付け確約書が提出されています。整理番号25番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で売買による所有権移転の申請です。申請人は、設備業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人は現在10台ほど保有している工事用重機等を、住宅地にある本社付近に置いていましたが、近隣への騒音被害等を考慮し、移転先を探していたところ、土地所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は、第2種農地となります。隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号26番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、一時転用での使用貸借による権利の設定です。申請人は、設備業を営んでいる法人で、ひとつ前の案件と同じ法人になります。申請事由ですが、清水区内の水道工事で発生する土の残土処分場が必要となり所有者に相談したところ話しがまとまり一時転用の申請に及びました。土の搬入は毎月100m³前後となる見込みであり、総量としては約1,140m³を予定しています。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は1年3カ月間です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け確約書か

提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ
ます。なお、整理番号25番及び26番につきましては、地区審査会で、現地調査
及び現地での聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から説明があります。

11番 職員から説明がありました整理番号23番、24番につきましては、2班として
は許可相当と判断しました。整理番号25番、26番の案件につきましては、地区
審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので、報告します。整理
番号25番、26番は申請人が同じ法人です。申請人は清水区に事業所を構え、水
道設備工事を主体とした設備業営んでいます。整理番号25番の申請経緯としては、
現在、住宅地にある工事用重機や、トラック置場の移転先を探していたところ所有
者と話がまとまり、申請に及びました。転用後はショベルカーやトラックを10
台程度駐車予定であり、資材の一時置場としても利用予定です。周囲の所有者には
事前説明を行い、了承を得ております。周囲に農地はなく、雨水は西側の水路に
放流します。整理番号26番の申請経緯としては、水道工事で出た土の処分場を探
していたところ、畑地造成を希望していた所有者と話がまとまり、申請に及びま
した。工事で発生した土は、コンクリートなどの瓦礫とは分別され、それ以外の土の
みを該当農地に搬入し、毎月100m³前後の土が発生する見込みです。残土処分完
了後は、市内から耕作に適した土を20cm入れ、植栽予定箇所については、さらに、
30cm程度の土を入れます。周囲の所有者には事前説明を行い、了承を得ており、
隣地との境にはコンクリート壁を設置予定です。排水については既存の水路を利用
し西側の水路に放流します。一時転用終了後はみかんを栽培する旨の作付け確約書
が所有者から提出されております。以上のことから、整理番号25番、26番につ
いて、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号27番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は
普通畑です。賃借権の設定です。申請人は建設業を営んでいる法人です。申請事由
ですが、申請人は公共工事の建設残土処分場を探していたところ、畑地造成を希望
していた所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農
地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用期間は3年です。工事終了後は、
農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水
等については特に問題ないと思われます。整理番号28番、葵区の案件です。内容
は記載のとおりです。現況は普通畑です。賃借権の設定です。申請人は、建設業を
営んでいる法人です。申請事由ですが、申請地近くの建設工事の実施に伴い、事務

所、現場職員駐車場を探していたところ、所有者と話しがまとまり一時転用の申請に及びました。農地区分は農用区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用期間は1年9カ月間です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号29番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。使用貸借の権利の設定です申請人は、建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人が建設残土処分場を探していたところ畑地造成を希望していた所有者と話しがまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。転用期間は3年です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

5番 以上、整理番号27番、28番につきましては、特に問題はないと思われますので許可相当と判断しました。整理番号29番につきましては地区審査会で現地及び聞き取り調査を実施しましたので報告いたします。はじめに、会社の事業内容について確認しました。会社は清水区庵原町に事業所を構え土木工事、市、県の公共工事を主体とした建設業者です。今回の申請は、大内地区の建設残土処分場を探していたところ畑地造成を希望していた所有者と話しがまとまり、申請に及んだとのことです。盛土については、田の土を掘って1mの土を入れ50cmの耕作土をかぶせ、合計で2,773m³の土を入れます。排水については2m幅のコンクリートブロックで水路を設置し南側の水路に繋げる様設置します。周囲の所有者、保育園には、事前説明を行い、了承を得ているとのことです。農地へ復元した場合は、現在所有の畑と同じミカン、野菜を策付けする予定です。以上のことから、整理番号29番についても、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

18番 残土処分の申請が複数出ているが、農地復帰後の確認はどのように行っているのか。

事務局 定期的に進捗状況の確認と、転用終了時には、農地復元された写真とともに完了報告が提出されます。

6番 26番について、田んぼに残土処分を実施するが、周辺農地の所有者に理解を得られているのか。

- 1 1 番 周辺住民や隣接農地の所有者には了承を得ていることを確認しています。また、アスファルトやコンクリートは残土として搬入しないことを確認しました。
- 議 長 2 6 番の土地所有者は県外在住ですが、一時転用終了後はどのように耕作していく予定ですか。
- 1 1 番 所有者は頻繁に帰省しており、柑橘を耕作していく予定とのこと。定年後は市内に戻り耕作を続けていくとの話がありました。現状田んぼであり、畑として耕作していくため、土の搬入も必要であると判断しました。
- 議 長 他に発言もないようですので、議案第 2 3 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 議案第 2 3 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 2 4 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 2 4 号朗読】**

申請は 6 0 ページに記載のとおり 4 件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

- 議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1 班です。整理番号 8 番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地及び道路敷です。こちらの案件ですが、平成 3 年 9 月に物置を建築し、現在に至り、証明基準 2 の建築物等が設置されている土地該当します。もう一方につきましては、昭和 5 8 年 1 月より、進入路してしように現在に至り、証明基準 3 の道路敷として利用している土地に該当します。令和 4 年 5 月 3 1 日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地写真等を、確認をしていただきました。

- 7 番 以上、職員から説明がありました 1 件については、1 班としては承認することと判断しました。

事 務 局 3 班です。整理番号 9 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は山林です。申請地は山林に囲まれた急傾斜地で昭和 3 9 年にはすでに森林化し現在に至ります。証明基準 5 の耕作されない状態が続いたことによる森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和 4 年 5 月 3 0 日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査、航空写真等を確認していただきました。整理番号 1

0番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和元年、現在の所有者の父が茶工場・及び納屋を建築。昭和42年に増改築し昭和45年から倉庫として利用され現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年5月30日に、地区担当農業委員立会いのもと現地調査、航空写真等を確認していただきました。整理番号11番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和39年に、申請人の曾祖父が茶工場を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年5月30日に、地区担当農業委員立会いのもと現地調査、航空写真等を確認していただきました。

5番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、3班として承認することと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第24号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第24号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第25号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第25号朗読】**

申出は62ページに記載のとおり4件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号13です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。5月23日に聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号14と15です。こちらの生産緑地は両方とも、平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。5月24日に聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号16です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約330日農業に従事していました。5月24日に聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第25号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第25号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第26号を議題に
します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第26号朗読】**

内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 議案書の64ページ、65ページをご覧ください。記載のとおり、7月以降の地
区審査会委員は14名となります。

議 長 ただいまの議案第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第26号について、原案のとおり決定してよいで
しょうか。

(異議なし)

議 長 議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第27号を議題に
します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第27号朗読】**

要望案は 67ページ、68ページに記載のとおりでございます。内容につ
きましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 令和5年度農林関係税制改正に関する要望についてですが、こちらは今月の下旬
が県農業会議への提出期限となっております。要望内容につきましては、5月18
日に開催しました、「第1回農政対策委員会」において、各委員の皆さまと提出案を
決定いたしました。詳細につきましては、農政対策委員長より、ご説明いたしま
す。

11番 令和5年度農林関係税制改正に関する要望につきましては、可能な限り具体的な
事例などを踏まえ、検討作業を進めました。静岡市において、農用地利用集積計画
を活用して農地を取得した場合の登録免許税の税率の軽減と、不動産取得税の課税
標準の特例の活用実績があります。令和3年度は、1筆、1,096㎡、令和2年
度は、54筆、14,786.4㎡の実績があります。令和5年3月31日までに、
農用地利用集積計画を活用して農地を取得した場合、所有権移転登記に課せられる
登録免許税は、税率の軽減が適用され、2%から1%となります。また、不動産取
得税は、課税標準の3分の1が控除されることとなります。売買による農地の所有
権移転の際に発生する登録免許税および不動産取得税の軽減措置は、担い手の農業
経営に係る経費の削減につながると考えます。以上のことから、農政対策委員会
では、令和5年度の税制改正要望として、担い手への農地集積の向上に寄与する
ため、

提出要望として別紙案を2件、決定いたしました。

議長 ただいまの議案第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第27号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第27号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第12号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第12号朗読】**

通知は70ページ、71ページの9件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号16番と17番は同一の案件です。耕作者の労力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号18番と19番は同一の案件です。転用を計画している地権者の要望に応じ、合意解約しました。整理番号20番と21番は同一の案件です。耕作者が高齢により農作業が困難になり返還することと、合意解約しました。整理番号22番については、耕作者の労力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号23番については、耕作者が法人管理から個人管理へ変更するため、合意解約しました。整理番号24番については、賃貸人が売買するため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第12号を終わります。次に、報告第13号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第13号朗読】**

届出は73ページから79ページの54件がございました。その内訳は、4条の転用が17件、5条の転用が37件で、内訳としましては、所有権移転が32件、使用貸借による権利の設定が5件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第13号を終わります。次に、報告第14号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第14号朗読】**

届出は81ページから82ページの19件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第14号を終わります。次に、報告第15号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第15号朗読】**

申出は84ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号2は、5月11日、(石上 和彦)最適化推進委員と整理番号3・4は、5月12日、(漆畑 裕樹)最適化推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。なお、整理番号4につきましては、こちらは農地中間管理事業により、相続人(所有者)から静岡県農業振興公社へ特定貸付けを行っているものになります。特定貸付けとは、農業経営基盤強化促進法による農地中間管理事業や利用権設定促進事業の貸借を意味します。特定貸付けを行った場合には、農業経営が継続されているものとみなされ、納税猶予の適用を受けることができます。こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号1は、5月7日、地区最適化推進委員と整理番号2は、5月24日、地区最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第15号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第4回総会を閉会いたします。